

議 案 第 16 号

松戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成27年9月1日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

建築基準法等の改正に伴い、既存不適格建築物の移転制限に係る適用除外認定申請手数料等を整備するため。

松戸市手数料条例の一部を改正する条例

松戸市手数料条例（昭和27年松戸市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第4第2項の表中「申請並びに」を「申請及び」に改め、「並びに第86条の8第1項及び第3項」を削り、別表第4第5項の表中第50項を第51項とし、第39項から第49項までを1項ずつ繰り下げ、

「

38の3 法第86条の8第3項の規定による既存の一の建築物に関する2以上の工事の全体計画の変更の認定の申請に対する審査	2以上の工事の全体計画の変更認定申請手数料	1件につき 28,000円
---	-----------------------	------------------

」を

「

38の3 法第86条の8第3項の規定による既存の一の建築物に関する2以上の工事の全体計画の変更の認定の申請に対する審査	2以上の工事の全体計画の変更認定申請手数料	1件につき 28,000円
39 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の16第2号の規定による建築物の移転に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	建築物の移転に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき 28,000円

」に

改め、別表第4第8項の表備考第4号中「(昭和25年政令第338号)」を削る。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。